

令和 7 年 2 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 2 月 28 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

場 所 小林市役所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 下 沖 秀 人

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

事務局

事務局長	村 岡 浩 二	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	山 中 猛	主 幹	宮 永 昌 和
主 査	橋 谷 理 己						

議 題

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 4 号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）
議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）
議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）
議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画について（中間管理事業）
議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

開議 午前9時30分

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員18名、推進委員17名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに2月の行事实績及び3月の行事予定を報告します。

(2月の行事实績及び3月の行事予定の報告)

それでは開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様おはようございます。大きな山火事はアメリカだけだと思っていたら、岩手県でも発生しています。皆様も火の用心で十分注意して欲しいと思っております。それでは、小林市農業委員会、令和7年2月期の定例総会を只今より開会致します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第3号から第4号の10件、議案が第9号から第17号の88件、合計98件でございます。それでは、農業委員会規則第6条により春口会長に議長をお願いいたします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を16番倉菌委員、19番長瀬委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願い致します。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告の第3号農地法第18条第6項の規定による通知について

(報告第3号～報告第4号朗読)

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは議事に入ります。

議案第9号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第9号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があった
から許可するものとする。

(議案第9号1番朗読)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長

はい、8番。

8番

今月の農地法3条・基盤法・農地利用集積計画の事前審査を第3小委員会に付託
されましたので、2月18日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を
議案ごとに報告します。

議案第9号、農地法第3条の規定による使用貸借です。

1番、農業者年金受給のため。10年間の再設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第9号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案10号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第10号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第10号 1 番朗読 他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。
ここで、3 番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは審査報告をお願い致します。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第10号、農地法第3条の規定による所有権移転です。
番号3番、〇〇委員の案件です。
隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり19,102円。
「安いのではないか。」との話がでました。しかし、〇〇委員以外買い手がおらず、譲渡人がどうしても〇〇委員に売りたいとの事でこの値段になりました。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案 10 号、農地法第3条の規定による所有権移転許可の3番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、許可することに決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。
3 番につきましては許可することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第10号、農地法3条所有権移転についてです。
1 番、弟から贈与を受けるものである。
2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり94,627円。
4 番、申請地を購入し、農業経営を行う。10a あたり291,545円。営農計画書添付
であります。
5 番、兄から贈与を受けるものである。営農計画書添付であります。
6 番、知人から贈与を受けるものである。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の農地法第3条・基盤法等及び農地法第4条、農地法第5条、
非農地の事前審査を第1小委員会に付託されましたので、2月18日に会長同席のも
と、審査会を行いました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第10号、農地法3条所有権移転。野尻町区分です。
7 番、従姉から贈与を受けるものである。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが意見のある方は発言をお願
いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第10号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第11号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第11号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第11号1番朗読 他30件省略)

議長

はい、ありがとうございました。

ここで12番が〇〇委員の案件ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長

それでは、12番の審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長

はい、8番。

8番

議案11号、農業経営基盤強化促進法（所有権）です。

12番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり200,000円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
12 番について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告します。
12 番につきましては計画通り決定しました。

〇〇委員 ありがとうございました。

議長 それでは、他の案件について審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 引き続き、農業経営基盤強化促進法（所有権）の案件について報告します。
1 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 320,419 円。
2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 234,088 円。
3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 144,092 円。
4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
5 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 300,000 円。
6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 180,000 円。営農計画書添付
であります。
7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 185,701 円。
8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 97,403 円。
9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 300,000 円。
10 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
11 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円。
13 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 450,000 円。
14 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 21,645 円。
15 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 153,728 円。
16 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 408,998 円。
17 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 39,370 円。
18 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 35,311 円。
19 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 77,022 円。
20 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 91,352 円。
21 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 22,800 円。

22番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり205,380円。
23番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり200,000円。
24番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり100,001円。
25番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり50,000円。
26番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり200,000円。
27番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり147,364円。
28番、特例事業に寄与する。10a あたり450,000円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく農業経営基盤強化促進法（所有権）。野尻町区分でございます。
29番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり93,284円。
30番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり69,735円。
31番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり110,132円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第11号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第12号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第12号、農業経営強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)を作成したので計画通り決定する。

(議案第12号1番)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案12号、農業経営基盤強化促進法(使用貸借)でございます。
1番、農業者年金受給のため。20年の再設定です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見がある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第12号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第13号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について(賃貸借)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第13号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律

第56号) 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)を作成したので計画通り決定する。

(議案13号1番朗読 他3件省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第13号、農業経営基盤強化促進法(賃貸借)です。
1番、5年間の新規設定です。10aあたり2,527円。
2番、5年間の新規設定です。借地料は玄米10俵。
3番、2年間の新規設定です。10aあたり10,000円。
4番、4年10ヶ月の新規設定です。10aあたり4,468円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第13号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号) 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第14号、農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第14号、農用地利用集積等促進計画について、
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)を作成したので計画通り承認する。

(議案第14号 1 番朗読 他38件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

8 番 小林地区は計16件あり、田20,724㎡ 畑101,786㎡ 計122,510㎡でした。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 野尻地区は計23件あり、田26,549㎡ 畑119,372㎡ 計 145,921 ㎡でした。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第14号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成
の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを
議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進
達するものとする。

(議案第15号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第15号、農地法 4 条です。野尻町区分。

1 番、転用の理由は、住宅敷地拡張・農機具倉庫でございます。

申請人が平成 3 年10月頃、申請地1364番38上に車庫・物置を建築。更に平成 8 年 4 月頃、申請地1364番地42上に申請人の住宅を増築した。今回、申請地1364番地42上に農機具倉庫を新築する計画を立てたところ、車庫及・物置及び住宅増築分の無断転用が判明したためこれからの追認申請を行うとともに、新たに建築する農機具車庫の申請を行うものであります。事実申立書添付です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第15号、農地法 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第16号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第16号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第16号 1 番朗読)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5番。

5番 今月の4条・5条・非農地証明の事前審査を第2小委員会に付託されました。
2月19日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第16号、農地法5条の規定による所有権移転です。
1番、転用の理由は一般住宅です。自身の子供たちの成長により、現在住んでいる住宅では手狭になってきたため、申請地に住宅を新築するものである。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第16号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第17号、非農地証明願承認についてを議題をします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第17号、非農地証明願承認について
下記のとおり、非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第17号1番朗読 他2件省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案17号、非農地証明願の承認について。
1番、細野 前ノ原です。道路がないところにありました。農地として扱うことができないような場所でした。

2番、東方 野中田です。杉が立っておりまして、農地としては利用できない状態でした。

3番、須木下田 唐池です。旧須木村時代に転用届を出されたみたいですが、登記が直っていなかったみたいで今回申請するものです。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第17号、非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前10時30分 閉議

令和7年2月28日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟